

蓬田小学校 いじめ防止基本方針

1 方針

すべての児童が生き生きとした学校生活を過ごすことができるよう、すべての教職員は、その環境を築くために努めるとともに、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、いじめが起きた場合は、組織的にいじめ問題に対応する。

<全教職員が共働し、組織体としていじめ防止に取り組む学校をつくる。>

◆本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

そのため、ここに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方、いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示す。

2 いじめの定義

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。 【「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第一章 総則（定義）より】

3 いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 いじめの未然防止

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

(1) 子どもたちの様子を知るために

①教職員の気づき

子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが必要である。

②実態把握

いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

子ども一人一人の「心の居場所づくり」の取組が大切である。主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思えるように進めていくことが必要であり、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることは、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

①教職員と子どもたちとの信頼関係

教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。

教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

②教職員の協力体制

互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切であり、そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③自尊感情を高める、学習活動・学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは変化していく。

(3) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために

①人権教育・道徳教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切である。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、豊かな心を育てる道徳教育の充実を図る必要がある。

(4) 家庭や地域への働きかけ

いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校・学年だより等による広報活動を行うことが大切である。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。**5 いじめ早期発見**

（1）教職員のいじめに気づく力を高めるためには

①子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間として、その個性と向き合いながら教育活動をする必要がある。

②子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められる。

（2）いじめ発見のきっかけ

①学級担任が発見、②担任以外の教職員が発見、③アンケート調査などの取組

④本人からの訴え、⑤本人の保護者からの訴え、⑥他の児童生徒からの情報

※小学校では、保護者からの訴えや担任の発見の割合が高い

6 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《分類》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……▶脅迫、名誉毀損、侮辱

イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……▶暴行

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……▶暴行、傷害

オ 金品をたかられる ……▶恐喝

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……▶窃盗、器物破損

キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……▶強要、強制わいせつ

ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……▶名誉毀損、侮辱

7 早期発見の手立て

（1）日々の観察

休み時間、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

（2）観察の視点（集団を見る視点が必要）

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、

そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

(3) 日記等の活用

必要に応じて気になる子どもには日記等を書かせたりすることで、また、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談

日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもたちが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、子どもを対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。本校では、年4回、全校児童を対象とし教育相談週間として生徒指導部が計画して実施している。

(5) いじめ実態調査アンケート

本校では、早期発見のため、学期ごとの教育相談週間の前に実施している。アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

8 相談しやすい環境づくりを進めるためには

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

(1) 本人からの訴えのとき

①心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えねばならない。保健室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や養護教諭を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

②事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

(2) 周りの子からの訴えのとき

①いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

②「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴えのとき

①保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

②問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童の良いところや気になること

ろ等、学校の様子について連絡しておく。

③児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

9 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

①いじめ情報のキャッチ

- ・「生徒指導運営委員会」を招集する。・いじめられた児童を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

②正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から聴き取り、記録する。
- ・個々に聴き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

③指導体制、方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

④児童への指導・支援

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

⑤保護者との連携

- ・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

⑥今後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

10 いじめ発見時の緊急対応時

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた児童及びいじめを知らせた児童を守る

①いじめられていると相談に来た児童やいじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う必要がある。

②状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報共有

①いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(担任・生徒指導担当・教務主任)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

②短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

◆把握しておくべき内容例(児童の個人情報の取り扱いには十分注意すること!)

- 誰が誰をいじめているのか? ……………【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか? ……………【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? ……………【内容】
- いじめのきっかけは何か? ……………【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか? ……………【期間】

(3) 対応の仕方

①いじめられた児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②いじめられた児童の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

③いじめた児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

④いじめた児童の保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

⑤周りの児童に対して

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てることや見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

⑥継続指導をする

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

11 日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管 理 職

- ・学校いじめ防止基本方針 ・いじめを許さない姿勢・風通しのよい職場 ・保護者・地域等との連携

生徒指導運営会議【定期開催】

- ・学校いじめ防止基本方針作成、見直し ・年間指導計画の作成 ・校内研修会の企画、立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理、分析 ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・要配慮児童への支援方針

未 然 防 止

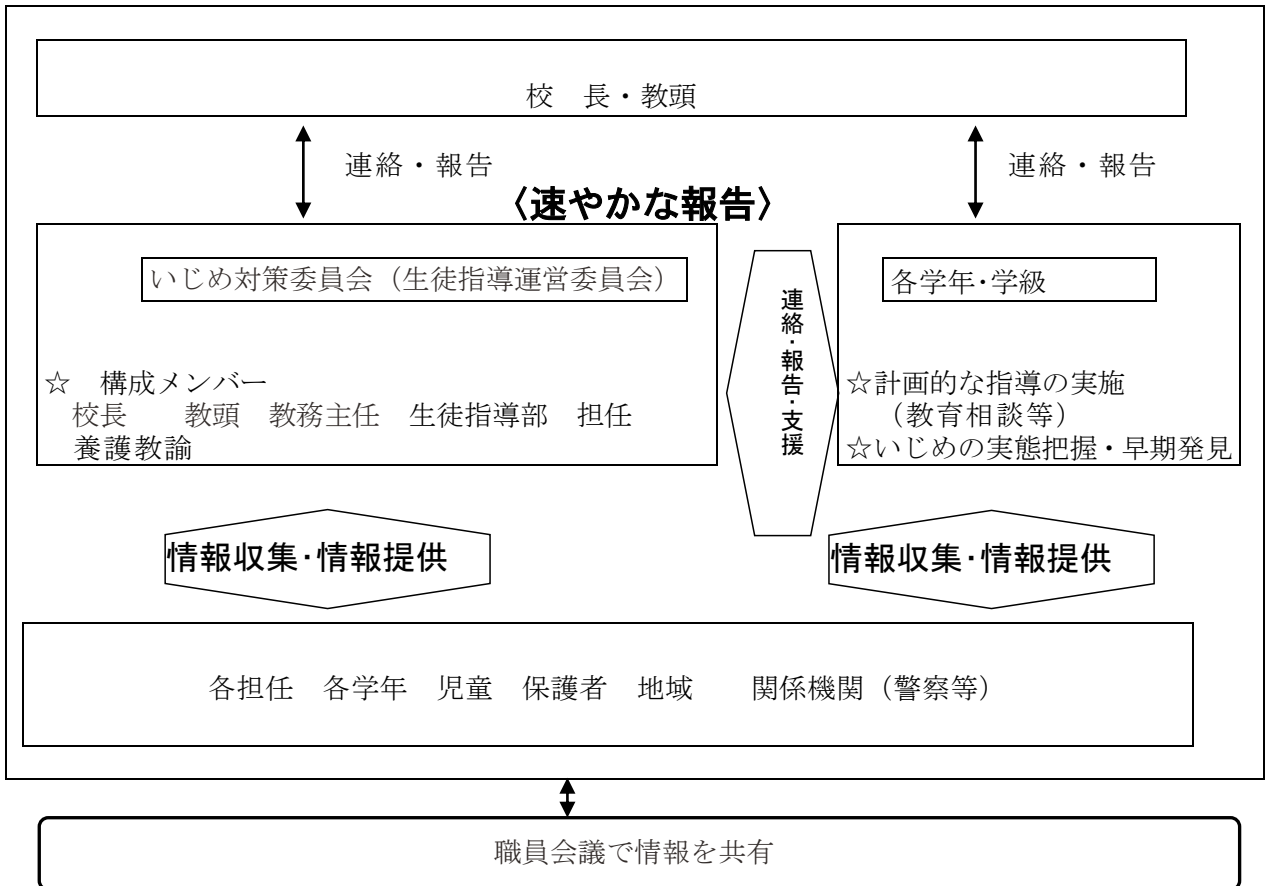
- ◇学習指導の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇特別活動、道徳教育の充実
 - ・学級活動の充実
 - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
 - ・面談の定期開催
- ◇人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
- ◇保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知

早 期 発 見

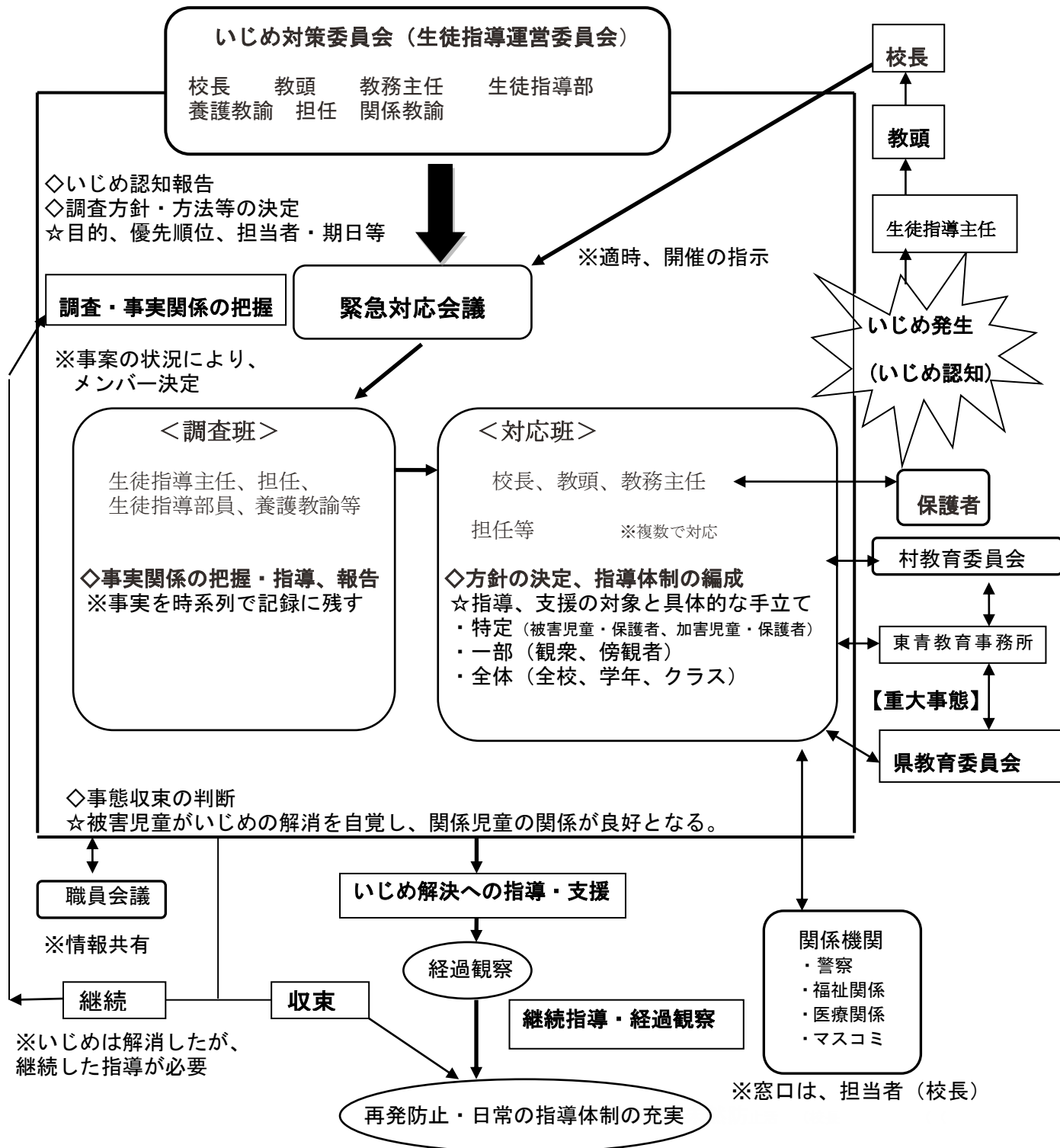
- ◇情報の収集
 - ・教員の観察による気付き
 - ・養護教諭からの情報
 - ・相談・訴え（児童・保護者・地域等）
 - ・アンケートの実施（定期）
 - ・各種調査の実施
 - ・面談の定期開催（児童）
- ◇相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置・周知
- ◇情報の共有
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・進級時の引継ぎ

12 組織図

(1) いじめ防止体制（いじめ発生時）



(2) いじめ防止体制（重大時のいじめ対応）



※いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。